

2016年11月17日

車上作動処理委託契約事業所

事業主および車上作動処理実施責任者の皆さまへ

一般社団法人 自動車再資源化協力機構

車上作動処理 適正業務指導に関するご案内について
(補足説明)

平素よりフロン類・エアバッグ類の適正処理にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、先日「適正業務指導の導入」をご案内いたしました。内容についてお問合せをいただいていることから、改めて趣旨等をご案内させていただきます。

1. 適正業務指導は監査ではありません。エアバッグ類の適正処理の周知が目的ですので、原則として指導結果による措置（登録取消や一時停止）を実施することはありません。
2. 適正業務指導の内容は、新規契約事業所を対象とした「安全作業指導」をベースに構成しています。このことから、適正業務指導は安全作業指導において指導実績があり、車上作動処理に関する業務知識がある指導員（一般社団法人 日本 ELV リサイクル機構）に委託することとしました。なお、本業務の開始にあたっては、自再協が指導員の研修を行います。
3. 適正業務指導は基本的に以下の事業所を対象に実施します。
 - ① 自再協および自再協が委託した監査人（株式会社 矢野経済研究所）による現地監査が一度も実施されていない事業所。
 - ② 前回実施された現地監査から相当期間が経過した事業所。

以上、上記趣旨をご理解いただき、適正業務指導の円滑な受け入れ、進行にご協力いただきますようお願いいたします。

※異常事象発生時の速やかな対応のために、作業場への消火器等の準備をお勧めします。

万一、事故等が発生した場合は、現場を保存（写真等による保存でも可能）の上、速やかに自動車再資源化協力機構までご連絡ください。

自動車再資源化協力機構

TEL: 03-5405-6150 / E-mail: info@jarp.org